

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、日本電気株式会社（所在地 東京都港区）
外2社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成29年 3月15日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕一成 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 外山 幸博 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①日本電気株式会社 ②大井電気株式会社 ③富士通株式会社	①東京都港区芝5丁目7-1 ②神奈川県横浜市港北区菊名7-3-16 ③神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1

2. 指名停止措置期間：

- ①平成29年3月15日 ～ 平成29年6月14日（3ヵ月）
- ②③平成29年3月15日 ～ 平成29年5月14日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、中部電力(株)が発注する特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置の製造販売業者に対し、平成29年2月15日、独占禁止法第3条の規定に違反（不当な取引制限）する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令の対象事業者〔日本電気(株)、大井電気(株)〕並びに排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者〔富士通(株)〕を公表した。

5. 措置理由

上記4. について、大井電気(株)については「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、日本電気(株)及び富士通(株)については、上記措置理由に加えて「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）にも該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 件	期 間
1～4 略 (独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。） 6～16 略	当該認定をした日から <u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u>